

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 最高裁判所

審査請求人が令和6年7月10日に提起した処分庁による退職手当不支給処分に係る審査請求（最高裁総一第1818号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要、審理関係人の主張の要旨及び裁決の理由

事案の概要は、本件審査請求事案についての最高裁判所行政不服審査委員会の答申書（別添）の「第1 事案の概要等」中の柱書、「1 関係する法令等の定め」及び「2 事案の経緯」の部分と同一であり、審理関係人の主張の要旨は、同答申書の「第1 事案の概要等」中「3 審査請求人の主張の要旨」及び同答申書の「第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨」の部分と同一であり、裁決の理由は、同答申書の「第3 当委員会の判断」の部分と趣旨において同一であるから、これらを引用する。

したがって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年10月29日

審 査 庁 最 高 裁 判 所

（教示欄）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となりま

す。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別添)

令和7年度答申第1号

令和7年10月6日

諮問番号 令和7年度（諮問）第1号（令和7年4月4日諮問）

審査庁 最高裁判所

事件名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要等

本件は、裁判官であった審査請求人が、審査請求人の担当外であった刑事事件に関して別紙「投稿等行為一覧」記載の10件のSNS等の投稿等の行為を行ったことが裁判官弾劾法2条2号の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するとして裁判官を罷免されたことに伴い、令和6年4月17日付けで、退職手当管理機関である最高裁判所（以下「処分庁」という。）から、国家公務員退職手当法（以下「法」という。）12条1項1号の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（支給制限処分。以下「本件処分」という。）を受けたため、これを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

別紙「関係法令等の定め」記載のとおり

2 事案の経緯（認定に供した資料を括弧内に掲記した。）

- (1) 審査請求人は、▲年▲月▲日に判事補に任命され、令和6年4月3日当時、判事兼簡易裁判所判事であった者である。（罷免訴追事件判決、退職手当支

給制限処分書)

- (2) 裁判官弾劾裁判所は、令和6年4月3日、審査請求人の行った別紙「投稿等行為一覧」記載の行為（以下「本件各行為」という。）が、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（裁判官弾劾法2条2号）に該当するとして、審査請求人を罷免する旨の裁判を宣告し、これにより、審査請求人は、罷免された。（罷免訴追事件判決）
- (3) 処分庁は、令和6年4月17日付けで、審査請求人に対し、法12条1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする本件処分をし、下記の内容の理由を付した退職手当支給制限処分書（以下「本件通知書」という。）を交付した。（退職手当支給制限処分書）

記

（支給制限処分の理由）

審査請求人は、判事兼簡易裁判所判事であったものであるが、令和6年4月3日、裁判官弾劾裁判所から罷免の裁判の宣告を受けて罷免されたものである。

（国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）17条で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

審査請求人は、裁判官弾劾裁判所から、本件各行為につき裁判官弾劾法2条2号を適用して罷免する旨の判決を受けたものである。

- (4) 審査請求人は、令和6年7月9日付けで、審査庁に対し、本件処分を不服として審査請求をした。（審査請求書）
- (5) 審査庁は、令和7年4月4日、当委員会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件通知書には、罷免の理由とされた行為が記載されているのみであり、処分庁がそれをどのように評価し、また、施行令17条に規定する事情をど

のように勘案し、その結果、いかなる理由で本件処分をしたのかが何ら記載されていないから、本件処分をした理由を理解するに足る記載がされていない。

したがって、本件処分には理由付記の不備の違法がある。

- (2) 本件各行為は、いずれも審査請求人が裁判官と名乗ることなく、一市民として、SNSその他の媒体においてした表現行為であり、いずれも犯罪行為に当たるものではなく、他人の名誉を毀損したり、侮辱したりするものでもない。それにもかかわらず、これらの表現行為を非違に当たると判断することは、表現の自由の侵害に当たることが明らかであって、憲法21条に違反するものであり、さらに、裁判官の市民的自由も侵害するものである。加えて、審査請求人は、これまで一度も欠勤したことはなく、その勤務態度が問題となったこともない。

これらの事情によれば、本件処分は裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされた違法なものである。

- (3) 以上のとおり、本件処分は違法なものであるから、これを取り消すとの裁決を求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

- 1 本件通知書には、本件処分に至った理由について、その前提とする事実関係や考慮した事情に関し勘案した内容が具体的に記載されているから、本件処分に理由付記の不備があるとはいえない。
- 2 審査請求人は、判事兼簡易裁判所判事という重い職責を負っていたところ、裁判官弾劾裁判所から、本件各行為が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当することを理由とする罷免の裁判の宣告を受けて罷免されたものであって、処分庁においては、法12条1項1号、施行令17条及び「国家公務員退職手当法の運用方針」第12条関係（以下「運用方針」という。）に従い、このような審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人が行っ

た本件各行為の非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響等の上記法令等所定の事情を勘案し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることが相当であると判断したものである。

したがって、本件処分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたものではない。

3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

4 なお、審理員意見書も、本件通知書の理由付記の不備があるとはいえず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法及び裁量権の行使として不当であるということもできないとして、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当委員会の判断

1 本件処分の適法性について

(1) 理由付記の不備の有無

ア 法12条2項において、退職手当管理機関が、支給制限処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならないと規定しているのは、当該処分が一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないという不利益処分であることに鑑み、処分の理由を提示することによって、処分庁の判断の慎重・合理性を担保し、処分の相手方の争訟提起の便宜を図る趣旨に出たものと解される。

そして、同項に基づいてどの程度の理由を付記すべきかは、上記のような趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定するのが相当である。

イ 法12条1項に基づく支給制限処分は、一般の退職手当等の全部を支給しないこと（以下「全部不支給」という。）とするか、一部を支給しないこと（以下「一部不支給」という。）とするかについて処分庁の裁量に委

ねられているものの、同項及びこれを受けた施行令 17 条は、支給制限処分をする際に、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案する旨定めており、裁量判断の考慮要素は相当程度具体的に示されているものである。

また、上記の考慮要素を検討するに当たって参考とすべき運用方針が定められ、公表されているところ、運用方針において、懲戒免職等処分を受けた者については全部不支給とすることを原則とすると規定され、一部不支給にとどめることができる場合についても具体的・限定的に記載されており、処分が選択された理由や適用された基準を知るうえで、その内容も複雑なものではない。

以上の規律状況を踏まえると、法 12 条 1 項に基づく支給制限処分に当たっては、処分の原因となる事実関係及び処分の根拠法条が理由として示されている場合には、理由の付記に欠けるところはないものと解するのが相当であり、それ以上に処分基準の適用関係などを示さなければならないと解すべき理由はないというべきである。

ウ 本件についてみると、本件通知書には、本件処分の根拠となる法 12 条第 1 項及び施行令第 17 条が記載されており、本件処分の原因となる事実関係についても、本件各行為が摘示され、これに基づいて裁判官弾劾裁判所から裁判官弾劾法 2 条 2 号を適用して罷免する旨の判決を受けた旨も記載されている。

そうすると、本件通知書の記載は、審査請求人において、いかなる事実関係の下でいかなる理由に基づいて本件処分がされたかを知ることができるものというべきであり、本件処分の理由の付記に不備があるとは認めら

れない。この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。

(2) 本件処分の裁量権の逸脱又は濫用の有無

ア 法 12 条 1 項は、懲戒免職等処分を受けた退職者の一般の退職手当等につき、支給制限処分をするか否か、これをするとした場合にどの程度支給しないこととするかの判断を、退職手当管理機関の裁量に委ねているものと解される。そして、先に述べたとおり、同項及びこれを受けた施行令 17 条は、支給制限処分をする際に、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案する旨規定しており、運用方針において、懲戒免職等処分を受けた者については全部不支給とすることを原則とすると規定され、一部不支給にとどめるのは、特に参酌すべき事情がある場合等に限定し、かつ、慎重な検討を行うものとされている。

イ 審査請求人は、判事兼簡易裁判所判事という重い職責を負っていたところ、裁判官弾劾裁判所から、本件各行為がいずれも「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（裁判官弾劾法 2 条 2 号）に該当することを理由とする罷免の裁判の宣告を受けたものであって、本件各行為の非違の内容及び程度、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響は重大であると評価せざるを得ない。これに対し、審査請求人は、これまで勤務態度が問題になったことはない旨の主張をするが、そのような事情のほか、審査請求人の勤続期間が相当長期間であること等を考慮しても、本件において法 12 条 1 項及び施行令 17 条に基づき一部不支給にとどめるべき事情があるものとは認められない。

したがって、処分庁が、審査請求人に対して本件処分をしたことは相当

であり、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用した違法はない。

ウ なお、審査請求人は本件各行為が「非違」に当たらないなどと主張するものの、それらの事実関係自体には争いがなく、審理員意見書を含む一件記録を精査しても、裁判官弾劾裁判所の判断を左右するものは見当たらないというべきであり、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

2 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

最高裁判所行政不服審査委員会

委 員 長	高 嶋 智 光
委 員	大 橋 洋 一
委 員	神 田 安 積

(別紙)

投稿等行為一覧

- (1) 平成29年12月13日頃、ツイッターに担当外である刑事事件の東京高等裁判所における控訴審判決を閲覧することができる最高裁のウェブサイトのアドレスを引用するとともに、「首を絞められて苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男」、「そんな男に、無惨にも殺されてしまった17歳の女性」と記載した文章を投稿して掲載した。
- (2) 平成29年12月30日頃、ツイッターに、上記(1)の投稿について、「今回問題になったツイートは、フェイスブックでもつぶやいていましたが、こちらは、削除要請がなかったので、そのままになっています。」などと記載した文書を投稿して掲載した。
- (3) 平成30年9月11日、司法記者クラブにおいて、上記(1)の刑事事件の被害者遺族について、「あの方の場合はダイレクトでツイッターで削除してくださいという話があったのでその場で削除いたしました。」などと発言した。
- (4) 平成30年10月下旬、週刊現代のインタビューを受け、「被害者の女性の遺族は、もともと判決文を裁判所が公開したことに抗議していた。判決文を公開したのは、私ではなく最高裁です。それがいつの間にか、私のツイートの文言で傷ついたに変わり、それに基づいて私の嚴重注意処分がなされました。しかし、それが終わると、再び、判決文を最高裁のウェブサイト掲載されたことに傷ついたという主張に戻っている。この事実は、私のブログのコメント欄に遺族の方が自ら投稿しています。そして毎日新聞の報道によれば、更に考えを変えて、私のおちゃらけたツイッターで紹介されたことで傷ついたと、4回も「傷ついた理由」を変えているんです。これって、どういうことなのでしょう。」などと発言した。

- (5) 令和元年11月12日頃、フェイスブックに「裁判所が判決書をネットにアップする選別基準」で始まる文書を投稿し、そこでは、「その遺族の方々は、東京高裁を非難するのではなく、そのアップのリンクを貼った俺を非難するようにと、東京高裁事務局及び毎日新聞に洗脳されてしまい、いまだに、それを続けられています。東京高裁を非難することは一切せず、「リンクを貼って拡散したこと」を理由として、裁判官訴追委員会に俺の訴追の申立てをされたりしているというわけです。」などと記載されていた。
- (6) 令和元年11月15日頃、フェイスブックに、「遺族のみなさまへ ある方から、遺族のみなさまが、私のフェイスブックを毎日読んでくださっており、「最高裁に告ぐ」もお読みいただいたという話をお聞きしました。ありがとうございます。ところで、みなさまは、私が最高裁のウェブサイトの判決書のリンクを貼って拡散したことを非難するツイートを今年度に入ってから繰り返しされており、今年の8月には、私の罷免を求める署名活動を始められています。内規に違反する判決書の公開をしたのは東京高裁であるにもかかわらず、東京高裁のことは一切批判されずに、そのリンクを貼った私を署名運動までして批判される理由がどうしてもわからず、みなさまが、第三者から変なことを吹き込まれているのではないかと思います、「洗脳されている」というような表現をしてしまいましたが、この表現は、自分で思い返しても使うべき表現ではなく、撤回して、関係者の方々を含め、深くお詫び申し上げます。毎日ご愛読いただいているにもかかわらず、本当に申し訳ありませんでした。しかし、上記の私の疑問は残ったままであり、何かのはずみで、また同じ過ちを犯しかねません。ぜひ、一度、その理由をお聞かせいただければ幸いです。FBのメッセージその他の方法によりご連絡をいただけないでしょうか。その中で、こちらからも、改めて謝罪の言葉を述べさせていただきます。なお、元記事は、私のなりすましであるAさんに転載されてしまうと、その後、私自身で管理できなくなるため、転載される前に

削除させていただきましたので、その点もご了承いただければと思います。よろしく願いいたします。」と記載した文書を投稿して掲載した。

- (7) 令和元年11月18日頃、ブログに、「『洗脳発言』報道について」との見出しの下に、「内規に違反して性犯罪に関する本件判決書をアップしてしまったのは東京高裁です。遺族も、当初は、本件判決書がネット上にあることを批判していたのです。ところが、遺族は、東京高裁との交渉を経た結果、東京高裁が本件判決書をアップしたことは何も悪くない、悪いのは私一人であるという考えに完全に変わり、現在では、裁判官訴追委員会に私の罷免を求めるのみならず、その賛同を求めるために今年の8月にはネット上での署名活動まで始められています。私が東京高裁を通じてした謝罪の申入れを拒否しておきながら、今年3月のNHKの取材に対しては、私が早く謝罪をしなかったのが問題であると答えられています。早く謝罪しようにも、本件判決書は被害者の名前等は隠されて何の事件なのかわからないようにされていますし、わかったとしてもその遺族の方の連絡先などわかるはずがありません。このような経過があったことから、私は、遺族の方々の考え方は東京高裁によって大きく変えられたのではないかと疑い、これを「東京高裁による洗脳」と表現したものです。」、「ところで、B教授の推測によると、東京高裁は、その頃、私のツイートによる情報発信自体を止めさせようとしており、そのためのチャンスをうかがっていました。そういう中で、まさに遺族の方々による上記抗議が行われました。東京高裁は、この抗議を最大限利用しようとした可能性もあります。書面による嚴重注意処分すればツイートによる情報発信自体をやめるであろうと考えたというわけです。もしそうだとすると、東京高裁が遺族感情を利用したということになります。現在は、遺族と私が、訴追申立人と訴追被申立人の関係となっているのですが、私が戦うべき相手は、矢面に立っている遺族の方々ではなく、その後ろに隠れている東京高裁や、その思いどおりの報道をしてしまうマスコミなのかもしれません。」、「戦うのであれ

ば、遺族の方々と戦うのではなく、私が本来の敵を相手にすべきなのです。「洗脳」という言葉をあそこで使ってしまったのは、私に対する攻撃の手を緩めない遺族の方々にも早く目を覚ましてもらいたいという思いも込められていたのかもしれない。」などと記載した文章を投稿して掲載した。

(別紙)

関係法令等の定め

○ 国家公務員退職手当法第12条

1 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 （略）

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 （略）

○ 国家公務員退職手当法施行令第17条

法第12条第1項に規定する政令で定める事情は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響とする。

○ 国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）

第12条関係

- 一 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものとする。
- 二 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。
 - イ 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
 - ロ 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみにある場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - ハ 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - ニ 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
- 三 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が指定職以上の職員であるとき又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違であるときには処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」を勘案することとする。
- 四 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者の勤務の状

況」を勘案することとする。

五 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとする
ことを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなった背景
や動機について特に参酌すべき情状がある場合にはそれらに応じて処分を減
軽又は加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する
「当該非違に至った経緯」を勘案することとする。

六 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとす
ることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限
にするための行動をとった場合には処分を減輕することを検討し、当該非違
を隠蔽する行動をとった場合には処分を加重することを検討すること等によ
り、施行令第十七条に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言
動」を勘案することとする。

七 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとす
ることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果と
して重大であった場合には処分を加重することを検討すること等により、施
行令第十七条に規定する「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」を勘
案することとする。

八 本条第一項第二号に規定する「これに準ずる退職」とは、例えば次に掲げ
る規定による退職をいう。

イ 国会職員法第十条

ロ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十条

ハ 自衛隊法第三十八条第二項